

中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の成果目標に対する進捗状況について(令和6年度)

【資料2-2】

【評価凡例】A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない・順調ではない

成果目標		目標項目	目標値	実績			進捗状況	
			令和8年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	①施設入所者のうち、地域生活への移行に関する目標	令和4年度末時点の施設入所者数(※)65人のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人数を3人とすることを本区の成果目標として設定します (※)施設入所者数とは、本区で施設入所の支給決定を行った人数であり、レインボーハウス明石入所者のほか区外の施設に入所している人を含みます。	地域生活移行者数(令和4年度末時点の施設入所者数(65人)の6%以上)	3人	1人	—	—	B
	② 施設入所者数に関する目標	令和4年度末時点の施設入所者数は65人となっていますが、令和8年度末時点において65人を維持することを本区の成果目標として設定します。	施設入所者数	65人	69人	—	—	B
(2)地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証	国の基本指針では、令和8年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村において整備することやコーディネーターの配置、拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築、年1回以上の運用状況の検証および検討を実施することを定めています。 以上に従って、本区の成果目標を設定します。	地域生活支援拠点等の整備箇所数 【参考】令和4年度末時点の地域生活支援拠点等の整備箇所数	1カ所	1カ所	—	—	B
			コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制	1カ所	0カ所	—	—	B
			運用状況の検証・検討回数	年1回	1回	—	—	B
(3)福祉施設から一般就労への移行等	② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実	国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村または圏域において強度行動障害を有する障害者に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを定めています。 以上に従って本区では、まず強度行動障害を有する方へのニーズを把握し、その結果に基づき、支援体制に関し、検討を行います。	強度行動障害を有する者に関する支援ニーズ把握の実施	実施	実態調査や基幹相談支援センター、ケース会議により支援ニーズを把握	—	—	B
						—	—	B
(3)福祉施設から一般就労への移行等	① 一般就労への移行者数	国の基本指針では令和3年度実績(18人)の1.28倍以上と定めていますが、過去の実績を踏まえ、令和8年度の一般就労への移行者数を36人とすることを、本区の成果目標として設定します。 なお、一般就労への移行者数36人のうち、就労移行支援事業の利用者を26人、就労継続支援A型事業の利用者を6人、就労継続支援B型事業の利用者を4人とすることを成果目標とします。 さらに、国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上と定めています。 以上に従って、本区の成果目標を設定します。	一般就労への移行者数	36人 (内訳) 移行支援:26人 A型:6人 B型:4人	31人 (内訳) 移行:25人 A型:2人 B型:4人	—	—	B
			就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	66% (2事業所)	66% (2事業所)	—	—	B
	② 就労定着支援事業を利用する者の数	国の基本指針では、令和8年度末までの就労定着支援事業利用者数を令和3年度の実績(10人)の1.41倍以上と定めています。 以上に従って、本区の成果目標を設定します。	就労定着支援事業の利用者数	14人	11人	—	—	B
	③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	国の基本指針では、令和8年度において、区内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上と定めています。 以上に従って、本区の成果目標を設定します。	就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)	100% (2事業所)	100% (2事業所)	—	—	B
	④ 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	国の成果目標とは別に、令和8年度の東京都の独自事業である「区市町村障害者就労支援事業(※)」を利用して一般就労した人数の目標を設定します。 本区においては、「中央区障害者就労支援センター」事業が該当します。利用者については、センターの利用登録した方が対象となります。 (※)就労支援・生活支援コーディネーターなどを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活および社会生活上必要な生活支援を行うものです。	中央区障害者就労支援センター登録者的一般就労者数	27人	34人	—	—	B

中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の成果目標に対する進捗状況について(令和6年度)

【資料2-2】

【評価凡例】A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない・順調ではない

成果目標	目標項目	目標値	実績			進捗状況	
		令和8年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	① 児童発達支援センターの設置数	国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを定めていますが、本区では既に平成30年度に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しています。	設置箇所数	1カ所 (設置済み)	1 —	—	B
	② 保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築が定められています。本区では平成27年度から保育所等訪問支援が利用できる体制を整備しています。	障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	確保済み (保育所等訪問支援事業所の設置体制の維持・取組の充実)	確保済み —	—	B
	③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数	国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを定めています。本区では既に子ども発達支援センター ゆりのきにおいて児童発達支援事業(集団療育)を実施しており、また放課後等デイサービス事業所については1事業所を確保しています。	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所 (確保済み)	1 —	—	B
	④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	国の基本指針では、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が定められていますが、本区では既に協議の場を「医療的ケア児等支援連携部会」として設置しています。また、国の基本指針では、令和8年度末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置が定められていますが、本区では既に子ども発達支援センター ゆりのきに配置しています。	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み	設置済み —	—	B
(5) 相談支援体制の充実・強化等	① 基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	国の基本指針では、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが定められています。本区では既に基幹相談支援センターを設置し、関係機関・相談支援事業所との連携によって地域の相談支援体制の強化を図っています。	基幹相談支援センターの設置状況および基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)	確保済み —	—	B
	② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	国の基本指針では、令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能により実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが定められています。本区では中央区自立支援協議会の設置に関する要綱に基づき4つの専門部会を設置し、地域課題に対して具体的な検討を行ってきました。今後は、各部会の個別事例の検討のあり方、回数、方法等を含め、体制の確保に向けて検討していきます。	協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組実施および必要な協議会の体制の確保の状況	確保済み	中央区自立支援協議会の設置に関する要綱に基づき4つの専門部会を設置し、地域課題に対して具体的な検討 —	—	B
(6) 障害福祉サービス等の質向上させるための取組に係る体制の構築	国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することが定められています。本区では、障害福祉サービス等提供事業所に対する指導検査体制を構築しており、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果などを踏まえ、質の向上に取り組んでいます。	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	確保済み	確保済み —	—	—	B